

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

リスク抽出で動画撮影

映像が客観的視点つくる
サンデン八斗島事業所

特集Ⅱ

ラジオ体操で行動災害防止へ

腰痛の大幅減少めざす

立川労基署が第12次防で新機軸

ニュース

製造現場の職場巡視

中山 貞男

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2227

2015

2 / 1



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人S R アップ21 北海道会
とのさき社会保険労務士事務所

所長 外崎晋也

重機災害で頭部治療後に高血圧症、視力不全が

■ 災害のあらまし ■

Hさん(69歳)は、東京都のとある大手建設会社A社(上場企業)が行う有期事業の建設現場で下請会社B社(一次)の季節労働者(5期契約更新)として働いていた。基礎溝の掘削深度の微調整を行うために、スコップで手ならししていたところ、パワーショベルのショベル部分に接触して後頭部を負傷した。被災後、現場責任者がすぐに近隣のC病院(①)に救急搬送し、後頭部の治療と検査を行った。

しかし、A社およびB社の関係者、現場の同僚らで行われた反省会議における事故の状況分析はざさんで、Hさんに全責任を負わせる“つるし上げ”の状態となり、耐えきれなくなったHさんは「辞めてやる」と口走って会議は終わった。この結果、Hさんは帰省することとなった。

帰省後、Hさんは頭痛がひどくなり自宅近くのD診療所(②)に掛かった。しかし、MRIなどの最新設備がなく、函館のE病院(③)を紹介されて受診し、以後療養していた。2カ月ほど経ったある日、めまいとともに突然視力を喪失する症状(視力不全)が現れ、E病院から緊急時に、と紹介を受けていたFクリニック(④)を受診、高血圧症の症状と診断された。数日後、E病院で受診したところ、眼科医受診を勧められ、⑤G眼科病院に掛かった。

①の療養費は労災で処理できたが、②～⑤の療養費などの部分が問題となった。

■ 判断 ■

Hさんの帰省後に発症したひどい頭痛は、「頭部打撲・頸椎捻挫」の後遺症によるものであり、「高血圧症」「視力不全」についても、加齢によるものではなく、後

第188回

遺症によるものと判断され、業務上災害と認められた。

■ 解説 ■

元請けであるA社は、①の療養費を労災で処理したが、②～⑤については着手していなかった。Hさんは、B社から「A社が所轄労働基準監督署へ打診した際、帰省してからの検査や療養費は、被災事故とのはっきりとした因果関係が認められない限り労災保険の適用が受けられないとされた」との説明を受けた。そして②～⑤の療養費については、健康保険の適用を受けるよう指示され、以降B社が本人負担分の3割を全額支払った。

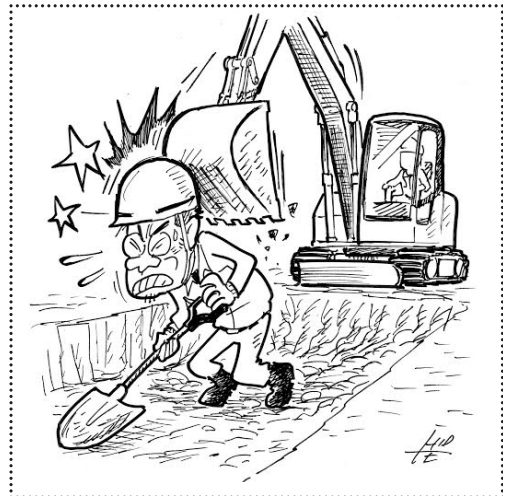
(※建設業独特の有期事業の一括適用および業務災害であるか否かの判断を左右する「業務遂行性」と「業務起因性」に関する原則は、当シリーズの2014年2月15日号第166回「下請敷地内での残土処理中に災害発生、元請労災適用へ」青森 鳴海孝仁先生著を参考にされたい)

Hさんの労災認定を巡っては、労働基準監督署の視点、元請けあるいは下請けの視点、そして被災労働者の視点に微妙な食い違いがみられた。労災認定を受けるためには被災労働者の視点に労基署や会社側を引き込む必要がある。

労基署に対しては、Hさんの事故前の健康状態と事故後の症状からきちんと説明し、被災事故による後遺症として労災として認定するよう働きかける。

(参考：札幌地判昭 S48.9.28 “札幌労基署長障害補償費不支給処分取消事件”)

また、被災者が69歳と高齢であるとして、症状が事故の後遺症によるものではなく、加齢によるものと判断したことは適切ではないと明確に主張し、当該症状は当該



事故が発病の一因となっていることを説明する。

(参考：神戸地判昭 S41.12.23 “神戸東労基署長休業補償費不支給処分取消事件”)

会社側の視点に対しては、当該有期事業の安全衛生管理体制の不備があること(事故原因究明と防止策が行われていない)、B社が労働者への安全配慮義務を疎かにしていることを指摘(治療費の不自然なB社負担と健康保険への切替えの指示)。

以上の内容の意見書を作成し、②～⑤に関する労災申請書類を添えて所轄労基署へ提出した。

申請を受けた所轄労基署は元請けや下請け、病院などへの再調査を実施し、約3カ月後、Hさんは「頭部打撲・頸椎捻挫」に係る療養補償給付および休業補償給付を認定。「高血圧症」「視力不全」についても各病院の事務処理状況と合わせ再申請を要請し、その後、Hさんは、「頭部打撲・頸椎捻挫」の後遺症に続き「高血圧症」「視力不全」に関しても、後遺症として認められ、労災適用を受けた。

この結果は、一つの要素から短絡的な判断で認定されたものではなく、様々な要素を総合的に判断したものと考える。